

未来へ続くまちづくり みんなで考えよう! 市町合併

高松市

牟礼町

合併協議会だより

No.4

2005.1

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局

迎春

屋島から見た初日の出

地方税の取扱い・広聴広報事業などが確認されました

詳しくは3・4ページをごらんください。

“まちづくりプラン”(建設計画)の案が提案されました

合併後の新市における牟礼町地域の位置づけは

“海、花、緑、石が調和した、
芸術・文化の香り高い快適な生活交流ゾーン”

詳しくは5ページをごらんください。

会議の概要

高松市・牟礼町合併協議会第7回会議・第8回会議が開催されました。その主な内容は、次のとおりです。

第7回

10月4日(月) 午後1時

香川県自治会館

新委員の紹介

井竿 辰夫(高松市助役)

協議事項

第6回会議で提案された協議第9号から第14号までが、原案のとおり確認されました。また、協議第15号から第18号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第9号(確認)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

協議第10号(確認)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

協議第11号(確認)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

協議第12号(確認)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

各種団体への補助金・交付金等

については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。

協議第13号(確認)

人権啓発事業(協定項目第24号)について

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

協議第14号(確認)

生活保護事業(協定項目第24号)について

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

協議第15号(提案)

地方税の取扱いについて
条例・規則等の取扱いについて
電算システム事業について
広聴広報事業について

第8回

11月22日(月) 午前9時30分

高松市役所

協議事項

第7回会議で提案された協議第15号から第18号までが、原案のとおり確認されました。また、協議第19号から第30号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第15号(確認)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

4ページのとおり確認されました。

協議第16号(確認)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行う。

協議第17号（確認）

電算システム事業（協定項目第24号）について

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。

協議第18号（確認）

広聴広報事業（協定項目第24号）について

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。

（下表参照）

高松市・牟礼町の主な広聴広報事業の内容

項目	高松市	牟礼町																																													
相談事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">専門相談</td> <td>人権法律相談</td> <td>毎週月曜日</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士相談</td> <td>毎週火曜日</td> </tr> <tr> <td>行政書士相談</td> <td>第1・3金曜日</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に各担当部署でさまざまな相談あり。 （母子、交通事故、農業相談など）</p>	相談種別・内容	実施日	市政相談	月～金曜日	一般相談	月～金曜日	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日	司法書士法律相談	第2・4木曜日	社会保険労務士相談	毎週火曜日	行政書士相談	第1・3金曜日	行政相談	毎週水曜日	税務相談	第2金曜日	戸籍相談	第3金曜日	経営相談	年4回	緑化相談	第2・4火曜日	環境行政相談	第4金曜日	消費生活相談	月～金曜日	育児相談	月～金曜日	健康相談	月～金曜日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民相談</td> <td>第3金曜日 （8月を除く）</td> </tr> <tr> <td>人権・行政相談</td> <td>第3金曜日 （8月を除く） 人権擁護委員の日 （6月）</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>第3金曜日 （8月を除く）</td> </tr> <tr> <td>農家相談</td> <td>奇数月第3金曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に各担当部署でさまざまな相談あり。 （調停相談、健康相談など）</p>	相談種別・内容	実施日	住民相談	第3金曜日 （8月を除く）	人権・行政相談	第3金曜日 （8月を除く） 人権擁護委員の日 （6月）	心配ごと相談	第3金曜日 （8月を除く）	農家相談	奇数月第3金曜日
	相談種別・内容	実施日																																													
市政相談	月～金曜日																																														
一般相談	月～金曜日																																														
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日																																													
	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日																																													
	司法書士法律相談	第2・4木曜日																																													
	社会保険労務士相談	毎週火曜日																																													
	行政書士相談	第1・3金曜日																																													
	行政相談	毎週水曜日																																													
	税務相談	第2金曜日																																													
	戸籍相談	第3金曜日																																													
	経営相談	年4回																																													
	緑化相談	第2・4火曜日																																													
	環境行政相談	第4金曜日																																													
	消費生活相談	月～金曜日																																													
	育児相談	月～金曜日																																													
	健康相談	月～金曜日																																													
相談種別・内容	実施日																																														
住民相談	第3金曜日 （8月を除く）																																														
人権・行政相談	第3金曜日 （8月を除く） 人権擁護委員の日 （6月）																																														
心配ごと相談	第3金曜日 （8月を除く）																																														
農家相談	奇数月第3金曜日																																														
広報紙	毎月2回（1日・15日）発行	毎月1回（1日）発行																																													
視覚障害者等への広報	・点字広報・声の広報（毎月1回発行） ・テレホンサービス等	該当なし																																													
その他の広報事業	・ホームページ ・メールマガジン（毎月2回発行）など	・ホームページ ・防災行政無線を利用した一般広報 など																																													

協議第19号～第30号（提案）

地域審議会の取扱いについて
議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
消防団の取扱いについて
国民健康保険事業の取扱いについて
介護保険事業の取扱いについて
都市提携について
保健衛生事業について
その他の事業（情報公開制度）について
その他の事業（外部監査制度）について
その他の事業（市町民憲章制度）について
その他の事業（水問題対策）について
建設計画について（5ページ参照）



第7回会議風景

地方税の取扱いについて

地方税は、高松市の制度に統一します。
ただし、

法人市・町民税均等割及び法人税割の税率
軽自動車税の税率



合併年度及びこれに続く3年度に限り、
不均一課税（Q & A参照）を実施。

事業所税



合併年度及びこれに続く5年度に限り、
課税を免除

個人市・町民税均等割の非課税基準並びに
個人市・町民税、固定資産税の納期



合併年度の翌年度から統一。

納期前納付に対する報奨金



合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用。

Q

不均一課税とは？

A

合併特例法により、合併関係市町相互の間で、税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町の全域にわたって、均一の課税をすることが、かえって、住民の負担に不均衡が生じると認められる場合、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと（課税免除）または不均一の課税をすることができることとなっています。

主な地方税の税率など

税の区分		現 況		合 併 後 (平成17年度中に合併予定)
		高松市	牟礼町	
法人市・町民税	均等割	制限税率(注) 6～360万円 (資本等の金額・従業員数により異なる)	標準税率 5～300万円	牟礼町では平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一
	法人税割	制限税率14.7%	標準税率12.3%	
主な軽自動車税		制限税率 (50cc以下、ミニカー以外)	標準税率	
例	原付	50cc以下	両市・町とも同じ 1,000円	
		50ccを超え90cc以下	1,300円 / 1,200円	
	軽自動車	2輪	2,600円 / 2,400円	
		4輪	乗用自家用 7,800円 / 7,200円 貨物自家用 4,300円 / 4,000円	
事業所税	資産割	事業所床面積 1㎡につき600円 (1,000㎡超の事業所のみ課税)	課税なし	牟礼町では、平成22年度までは課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一
	従業者割	従業者給与総額の 0.25% (100人超の事業所のみ課税)	課税なし	
納期前納付に対する報奨金 (市・県民税、固定資産税)		納期前に納付した税額 × 0.5 / 100 × 納期前の 月数 平成17年度から廃止	納期前に納付した税額 × 1 / 100 × 納期前の 月数	牟礼町地域の住民税に係る報奨金は、平成18年度から廃止 牟礼町地域の固定資産税に係る報奨金については、平成20年度までは、廃止前の高松市の制度を適用し、平成21年度から廃止

(注) 制限税率の上限 = 標準税率 × 1.2

まちづくりプラン（建設計画）の **案** が提案されました

今後、合併協議会での協議結果や住民の皆さんの意見を踏まえ、検討を重ねていきます。
今回提案されたまちづくりプランの概要は、以下のとおりです。

合併による新しいまちづくりの理念

地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。
みずからの判断と責任で、まちづくりを实践できる自立性の高い自治体を目指します。
合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。

牟礼町地域のまちづくり（役割と機能）

- (1) 高松市東部の発展を牽引する拠点機能
- (2) 自然、歴史、芸術・文化を生かした広域交流機能
- (3) 都市の魅力高め、地域の活力を育てる芸術・文化機能

牟礼町地域の位置づけ

“海、花、緑、石が調和した、
芸術・文化の香り高い快適な生活交流ゾーン”

“連帯”のまちづくり
～保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現～

- ・いきいきセンターの機能の活用
- ・ほのぼのワークハウスの整備・活用
- ・児童館の整備 など

まちづくりの基本目標 と重点取り組み事項

“参加”のまちづくり
～住民一人ひとりが参画するまちの実現～

- ・支所機能の整備
- ・コミュニティ活動拠点の充実整備
- ・牟礼地区地域審議会の開催 など

“循環”のまちづくり
～自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現～

- ・公共下水道整備
- ・合併処理浄化槽の設置促進
- ・ごみの減量化・資源化の推進 など

“連携”のまちづくり
～安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現～

- ・自主防災組織の充実強化
- ・幼稚園、小・中学校施設の整備
- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備 など

“交流”のまちづくり
～豊かな交流・産業資源を生かした活気あふれるまちの実現～

- ・イサム・ノグチ庭園美術館周辺整備
- ・県道木田郡北部ルート（仮称）構想の検討
- ・石材のブランド化、高付加価値化の促進 など

将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市 / グレーター高松の創造

まち
- 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 -

合併協定項目の協議状況

確認済
継続協議
(第8回会議終了時点)

合併協定項目	提案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
1 都市提携	第8回会議	
2 電算システム事業	第7回会議	
3 広聴広報事業	第7回会議	
4 人権啓発事業	第6回会議	
5 コミュニティ施策		
6 障害者福祉事業		
7 高齢者福祉事業		
8 生活保護事業	第6回会議	
9 児童福祉事業		
10 その他の福祉事業		
11 保健衛生事業	第8回会議	
12 環境対策事業		
13 商工・観光関係事業		
14 農林水産関係事業		
15 建設関係事業		
16 交通関係事業		
17 上水道事業		
18 下水道事業		
19 消防防災関係事業		
20 学校教育事業		
21 社会教育事業		
22 文化振興事業		
23 その他の事業		
情報公開制度	第8回会議	
外部監査制度	第8回会議	
市・町民褒章制度	第8回会議	
水問題対策	第8回会議	

合併協定項目	提案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第2回会議	
2 合併の期日 (具体的な期日を改めて提案予定)	第4回会議	
3 新市の名称	第4回会議	
4 新市の事務所の位置	第4回会議	
5 財産の取扱い	第5回会議	
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い	第8回会議	
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第8回会議	
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第7回会議	
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第5回会議	
12 慣行の取扱い	第5回会議	
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い	第7回会議	
15 特別職の職員の身分の取扱い	第5回会議	
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第6回会議	
18 公共的団体等の取扱い	第6回会議	
19 消防団の取扱い	第8回会議	
20 使用料・手数料等の取扱い	第6回会議	
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第6回会議	
22 国民健康保険事業の取扱い	第8回会議	
23 介護保険事業の取扱い	第8回会議	
24 各種事務事業の取扱い		
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画	第8回会議	

合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに記載していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

お知らせ

合併協議会の傍聴

会議開始30分前から先着順に受付します。

傍聴の定員は、50人以内です。

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、牟礼町役場のほか、ホームページでも会議資料等をのらんいただけます。



あなたの意見が、明日のまちをつくれます。

合併に関するご意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。



高松市都市イメージキャラクター

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局
〒760 - 8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL : 087 - 839 - 2121 FAX : 087 - 839 - 2125
URL : <http://www.takamatsu-mure.jp>
E-mail : m0834@city.takamatsu.lg.jp



牟礼町イメージキャラクター
与一くん